

令和3年度日野市新型コロナウイルス感染症対策事業

日野市新型コロナウイルス感染症 課題解決型ソーシャルビジネス共創事業 募集要領

◆申請期間

令和3年12月10日（金曜日）から令和3年12月17日（金曜日）まで

◆事業実施対象期間

令和3年度中（令和4年3月31日まで）

◆問合せ・提出先

日野市企画部企画経営課戦略係

〒191-8686 東京都日野市神明 1-12-1

電 話 042-585-1111（代表）、042-514-8038（直通）

メール senryaku@city.hino.lg.jp

F A X 042-581-2516



日野市

1 趣旨・目的

日野市では、これまでに立地特性を生かして地域産業の内発的発展を支援し、住民等生活者の課題をビジネスの手法で解決する「生活課題産業化」「価値共創」の取組を進めてきました。また、令和2年度からは、東京都「多摩イノベーション創出まちづくり事業」として都や近隣自治体と連携した取組を進めています。

現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により、様々な地域・社会課題が浮き彫りになり、今後も続いていくものと想定されます。

これらのことを踏まえ、民間事業者等のノウハウや資源を生かし、地域と連携して新たな価値の創造に取り組む事業者と市が連携・協力して実施する事業に対して、補助金を交付することで、持続可能なまちを維持・実現していきます。

- ①地域・社会課題の解決
- ②ソーシャルビジネス事業の促進
- ③市と民間事業者等との共創事例の創出

2 対象事業者

次の要件を全て満たす事業者が対象となります。

- ①次のいずれかに該当する事業者であること。
 - ア 特定非営利活動法人
 - イ 公益社団法人・公益財団法人
 - ウ 一般社団法人・一般財団法人
 - エ 市内において地域貢献活動又は社会貢献活動を実施している構成員が3人以上の非営利の団体（定款、規則、会則その他の組織の運営に関する基本的事項を定めたものを有するものに限る。）
 - オ 株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社
 - カ 特例有限会社
 - キ 個人事業主
 - ク その他市長が適当と認める事業者
- ②適正な会計処理が行われていること。
- ③政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- ④公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- ⑤日野市暴力団排除条例（平成24年条例第29号）に規定する暴力団関係者等、市が公的資金の助成先として社会通念上適切ではないと判断するものでないこと。
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条第1項第1号若しくは第3号から第5号までの風俗営業又は同条第5項の性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。
- ⑦無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による処分を受けていないこと又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下でないこと。

3 事業実施対象期間

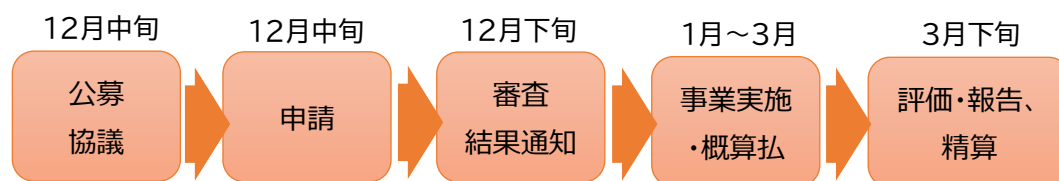
令和3年度中（令和4年3月31日まで）に事業実施が完了する事業

4 補助金額

補助対象経費の合計額（1件につき上限500万円）

※ただし、申請件数・状況により総合的に判断させていただきます。

5 申請から事業実施報告までの流れ



6 補助金の交付対象事業

次の要件を全て満たす事業が対象となります。

①新型コロナウイルス感染症の拡大により生じている日野市の地域・社会課題をデジタル技術を活用して解決することを目的としたソーシャルビジネス（社会実証事業も可）であること。

※本事業において、「ソーシャルビジネス」とは、課題を解決するため、ビジネスの手法を用いて取り組むものであり、社会性・革新性・事業性の3つの要件を満たす事業のことをいいます。寄付による収入を「事業性」に含めないこともあります。本事業では、団体が経済的に持続可能に事業を実施することを支援する目的を有することから、寄付による収入についても「事業性がある」と判断する場合があります。

②市との共創により実施する事業であること。

③地域のステークホルダー等との間で、実施する事業についての連携及び調整がなされている又はその見込みがある事業であること。

④令和4年3月31日までに実施及び完了する事業であること。

⑤次のいずれにも該当しない事業であること。

ア 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの

イ 政治活動又は宗教活動に関するもの

ウ 政策立案のための調査その他の政策の提案に関するもの

エ 国、地方公共団体等から補助金等を受けるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が補助金を交付する事業として不適当と認めるもの

⑥既に日野市において実施している事業でないこと。

6 補助対象経費

対象となる経費の例は、次のとおりです。

経費	内容
①講師等への謝礼金	講師・専門家等に対する謝礼
②消耗品費	補助事業の実施のために必要な文具・用紙等の事務用消耗品費、材料費
③印刷製本費	事業で使用する資料等のコピー代、事業を周知するためのチラシ・ポスター等の印刷費、事業成果物（パンフレット等）の印刷費
④通信運搬費（郵送・交通費）	資料や案内等を送付するための郵送料（切手、はがき代等）、打合せや事業実施のために要する交通費 ※外部から招聘する講師・専門家の交通費は、謝礼に含めます。
⑤器具備品・機械装置・システム構築費	事業のために使用される器具備品・機械装置・専用ソフトウェア・情報システム等の購入、製作、構築、借用に要する経費
⑥外注費	事業遂行のために必要な加工や設計（デザイン）等の一部を外注（請負、委託等）する場合の経費
⑦広告宣伝・販売促進費	事業に関する販路開拓や顧客獲得を目的とした広報活動のうち、広告掲載、パンフレット等の作成、ホームページ作成、試供品・見本品作成等に関する経費。制作物については、制作に関するデザイン料、購入を行う際の配送料や投函等に関する配送委託費を含む。
⑧保険料	事業実施に係る保険料
⑨会場等の使用料・賃借料	打合せや事業実施のために必要な会場使用料、資機材のレンタル料
⑩会場の舞台装置その他の設備の設営費	事業実施のために必要な会場の舞台装置・設備等の設営費
⑪人件費	事業に係る業務に対する人件費（時間単価×作業時間数） ※従事状況確認のため、証拠書類を提出していただきます。
⑫その他	前記に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

8 申請書類の提出

次の書類を担当部署（表紙に記載）までご提出ください。

①日野市新型コロナウイルス感染症課題解決型ソーシャルビジネス共創事業補助金交付申請書（第1号様式）

②日野市新型コロナウイルス感染症課題解決型ソーシャルビジネス共創事業提案書（実施計画書）（第2号様式）

※電子メールによる提出も可能です。

※申請期間：令和3年12月10日（金曜日）～令和3年12月17日（金曜日）

9 審査・採択結果の通知

（1）審査方法

審査は、ご提出いただいた書類を基に行います。

（2）審査基準

審査項目	審査の視点
コロナ感染症の拡大により生じた課題の明確性	①新型コロナウイルス感染症により生じた又は浮き彫りとなった地域・社会課題をとらえているか。 ②課題が重大であり、市として取り組むべきものか。
実現可能性	①計画が妥当であるか。 ②計画を実現できる体制（人材面・資金面）を有しているか。
公益性 社会的インパクトマネジメント	①事業目的が明確で市民ニーズに合致しているか。 ②特定の人の利益ではなく、不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益に寄与するか。 ③社会的インパクトを生み出せるか。
革新性	①新しい視点と創意により組み立てられた事業か。 ②事業の発展性や将来性が期待されるか。
自立化の見込み （ビジネスモデル）	事業実施後の経済的自立化（継続性）が見込めるビジネスモデルであるか。なお、本事業においては、寄付収入であっても、安定して収入が得られれば、自立していると見なします。
共創の意義	①事業者が単体で事業を実施するよりも、市と連携・協力して実施することで社会的インパクト成果の向上が期待できるか。 ②市にとって、共創することにより補助金を交付する意義がある事業か。

（3）選考結果通知

選考結果を提案者の担当者様宛てに通知します。

※事業案が採択された場合は、次ページの手続に進みます。

10 補助金交付・事業実施

(1) 補助金の交付

補助金は、概算払により交付します。

事業実施の結果、経費に変更がある場合は精算（返還）が必要となる場合があります。

(2) 事業実施

次の点にご留意いただき、事業を進めてください。

①定期的に、市との情報共有や意見交換を実施してください。

②事業開始後は、原則として、事業内容や補助金交付額の変更はできません。

やむを得ない事情により、事業内容等に変更が必要となる場合や事業を中止しなければならない場合等は、早急に、かつ、事前に、市に相談してください。

③提案内容に係る全ての記載事項等は、事業の目的・趣旨の範囲で、具体的な事例として、個人情報・機密情報を除き、市ホームページ等で公開する場合があります。

④事業の実施に当たっては、個人情報や機密情報の取扱いにご注意ください。

⑤事業の実施に当たり、作成するチラシ、ポスター、冊子、看板等には、できる限り「令和3年度日野市コロナ課題解決型ソーシャルビジネス共創事業」と明記してください。

※団体内部や市との打合せに用いる資料等への明記は不要です。

11 事業完了後の評価・報告

(1) 市への報告

事業実施前に作成したロジックモデルに基づき、事業の振り返りを行い、その内容と今後の展望について、市に報告してください。

※報告の方法・日程は、別途お知らせします。

(2) 事業の実施内容が計画時と比較して変更が生じた場合など、交付した補助金の精算（返還）が必要となる場合があります。

該当がある場合は、別途、手続をご案内します。